

外国人介護人材の介護現場における就労実態等に関する調査研究事業  
株式会社サーベイリサーチセンター  
(報告書A4版 179頁)

事業目的

令和4年8月26日に行われた第212回社会保障審議会介護給付費分科会において、「外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて」が議題として取り上げられ、EPA介護福祉士候補者及び介護職種の技能実習生について、一定の要件を付すことにより、安全性や介護サービスの質の確保等に十分に配慮した上で、就労開始直後から人員配置基準の算入することとする案について、議論が行われた。

分科会では、委員より、外国人人材の就労状況について、就労形態、処遇、(技能実習の場合の)監理費用等を含めて、より多角的に実態を把握する必要があることや、事業所職員だけでなく外国人本人の意見も聴取する必要があること等の指摘がなされた。

本調査は、分科会での意見等を踏まえて、EPA介護福祉士候補者及び介護職種の技能実習生の配置基準に係る実態を把握することを目的とした。

事業概要

- 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査(受入れ施設・事業所向けアンケート調査)
  - 調査対象  
EPA介護福祉士候補者又は介護職種の技能実習生を受け入れている7,289施設・事業所(悉皆調査)
  - 調査時期  
令和5年2月6日(月)～令和5年2月24日(金)  
※ただし、締切を過ぎて回収したものも集計に含めている。
  - 調査方法  
郵送配布・郵送回収、調査期間内にお礼状兼督促葉書を発送した。
  - 回収結果  
有効回収数 1,627件(有効回収率22.3%)
  - 調査内容
    - 施設・事業所について
    - 施設・事業所の職員等について
    - 施設・事業所について
    - 施設・事業所の職員等について
    - 外国人介護職員の受入れ状況についてIV. 受入れ体制等について
    - 外国人介護人材の待遇について
    - EPA介護福祉士候補者及び技能実習生の配置基準への算入について
    - 特定技能外国人について
- 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査(理事長等法人の経営者向けアンケート調査)
  - 調査対象  
EPA介護福祉士候補者又は介護職種の技能実習生を受け入れている施設・事業所を運営する3,824法人(悉皆調査)
  - 調査時期  
令和5年2月6日(月)～令和5年2月24日(金)  
※ただし、締切を過ぎて回収したものも集計に含めている。

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収、調査期間内にお礼状兼督促葉書を発送した。

(4) 回収結果

有効回収数 1,271件（有効回収率33.2%）

(5) 調査内容

- 法人・経営状況について
- 介護職員の確保状況について
- 外国人介護職員へ期待する役割等について
- EPA介護福祉士候補者及び技能実習生の配置基準への算入について

3. 外国人介護職員が提供する介護サービスに関するアンケート調査（利用者向けアンケート調査）

(1) 調査対象

EPA介護福祉士候補者及び介護職種の技能実習生を受け入れる施設・事業所において、過去1年以内にこれら外国人介護職員の介護サービスを受けたことがある利用者本人あるいはそのご家族

(2) 調査時期

令和5年2月6日（月）～令和5年2月24日（金）

※ただし、締切を過ぎて回収したのもも集計に含めている。

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収

※アンケート調査票は、受入れ施設・事業所向けアンケート調査の調査対象施設・事業所経由で郵送配布した後、施設・事業所にて最大3名の調査対象者を選定し、調査票を配布いただいた。回収票は直接当社に返送いただいた。

(4) 回収結果

有効回収数 3,222件

※受入れ施設・事業所経由での配布であり、また施設によっては調査対象となる利用者が3名に満たない、または外国人介護職員を受け入れていない場合などのケースも考えられるため、回収率は算出していない。

(5) 調査内容

- 外国人介護職員が提供するサービス提供についての満足度
- 日本語能力や介護技術への評価

4. EPA介護福祉士候補者、介護職種の技能実習生及び特定技能本人へのアンケート調査（外国人介護職員向けアンケート調査）

(1) 調査対象

現在日本で就労中のEPA介護福祉士候補者、介護職種の技能実習生及び特定技能本人

(2) 調査時期

令和5年2月6日（月）～令和5年2月24日（金）

※ただし、締切を過ぎて回答したのもも集計に含めている。

(3) 調査方法

インターネット調査

※受入れ施設・事業所向けアンケート調査の施設・事業所経由で調査対象となる外国人介護職員に（回答用URLを記載した）調査協力依頼状を配布し、回答画面より回答いただいた。なお一部の回答者については、調査票見本に回答し返送してきたものもあるため、この分についてはデータ入力を実施した。

※受入れ施設・事業所向けアンケート調査と紐付けして集計が行えるように実施した。

(4) 回収結果

有効回収数 2,746件

※受入れ施設・事業所経由での依頼であり、また施設によっては調査対象となる外国人介護職員が3名に満たない、または受け入れていない場合などのケースも考えられるため、回収率は算出していない。

(5) 調査内容

- 属性（在留資格、特定技能移行への経緯、就労期間）について
- 仕事について

- 就労後6か月経つ前と後での変化
- 仕事・生活・学習について
- 介護福祉士になるための学習について
- 国家試験の学習について
- 職場の人達、介護の仕事について感じること

## 調査研究の過程

令和4年12月20日～令和5年1月27日

調査対象リスト整備、調査票、依頼状等作成、調査依頼方法の検討等

令和5年1月20日～令和5年2月6日

調査票、依頼状、封筒等の調査物件の印刷・発送、WEB回答画面の作成

令和5年2月7日～令和5年3月10日

調査の実施

令和5年2月13日～令和5年3月31日

開封作業、調査票の入力、データクリーニング作業、集計作業、報告書作成

## 事業結果

1. 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査（受入れ施設・事業所向けアンケート調査）
  - (1) 外国人職員の受け入れ状況について
    - ・ E P A介護福祉士候補者を受け入れている事業所は14.4%で、受け入れている人数は全体では平均3.69人、就労期間6か月未満は平均0.45人であった。
    - ・ 技能実習生を受け入れている事業所は76.5%で、受け入れている人数は全体では平均2.51人、就労期間6か月未満は平均0.64人であった。
    - ・ 特定技能外国人を受け入れている事業所は35.3%で、受け入れている人数は全体では平均2.66人、就労期間6か月未満は平均0.84人であった。
  - (2) 受け入れ体制等について
    - ・ E P A介護福祉士候補者がいる施設・事業所に研修責任者の人数を尋ねたところ、平均1.26人であった。
    - ・ 技能実習生を受け入れている施設・事業所に指導者等を尋ねたところ、技能実習責任者は平均1.15人、技能実習指導員は平均3.86人、生活指導員は平均1.41人であった。
    - ・ 技能実習生一人につき、入国前から就労開始時まで監理団体に支払う費用の総額を尋ねたところ、平均550,458円であった。
    - ・ 特定技能実習生を受け入れている施設・事業所に登録支援機関に対し、特定技能一人を雇用するにあたって支払う費用の総額を尋ねたところ、平均395,770円であった。
  - (3) 外国人介護人材の待遇について
    - ・ 外国人介護職員と日本人介護職員との間で給与に差があるかを尋ねたところ、E P A介護福祉士候補者を受け入れている施設・事業所の77.0%、技能実習生を受け入れている施設・事業所の63.0%が「差がない」という回答であった。
    - ・ 一方、技能実習生と特定技能外国人との給与額の差を尋ねたところ、「差がない」が43.9%、「技能実習生の方が少ない」が43.4%で拮抗していた。
  - (4) E P A介護福祉士候補者及び技能実習生の配置基準への算入について
    - ・ E P A介護福祉士候補者の配置基準への算入について尋ねたところ、「特段問題はない、妥当である（分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後からの算入を認めるべき）」が33.6%で最も高く、次いで、「要件を付すことなく、一律に算入を認めるべき」（26.0%）であった。
    - ・ 要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきとして最も多かった理由は、「E P A介護福祉士候補者には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、E P A介護福祉士候

補者のみを要件を付した上で配置基準に算入するのは、不合理であるから」(65.6%)、「EPA介護福祉士候補者は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、要件を付すことなく介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」(65.6%)であった。

- ・ 他方、「就労から6か月間は算入すべきではない」と回答した施設・事業所(11.5%)にその理由を尋ねたところ、選択する割合が最も高かったのは、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」(59.3%)であった。
- ・ 技能実習生の配置基準への算入について尋ねたところ、「特段問題はない、妥当である(分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後からの算入を認めるべき)」が34.5%で最も高く、次いで、「就労直後からの算入はすべきではないが、6か月より短い期間で算入できるようにすべき」(23.2%)、「要件を付すことなく、一律に算入を認めるべき」(22.0%)であった。
- ・ 要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきとして最も多かった理由としては、「技能実習生には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、技能実習生のみを要件を付した上で配置基準に算入するのは、不合理であるから」(64.6%)であった。
- ・ 他方、「就労から6か月間は算入すべきではない」と回答した施設・事業所(11.9%)にその理由を尋ねたところ、選択する割合が最も高かったのは、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」(71.6%)であった。

#### (5) 特定技能外国人について

- ・ 特定技能外国人がいる施設・事業所に特定技能移行区分を尋ねたところ、「技能実習・介護からの移行者」が39.8%で最も高く、次いで、「海外から直接、特定技能として入国した者」(20.5%)、「介護以外の技能実習からの移行者」(20.3%)であった。

## 2. 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査(理事長等法人の経営者向けアンケート調査)

### (1) 外国人介護職員へ期待する役割等について

- ・ 外国人介護職員へ期待する役割等で、選択する割合が最も多かったのは、EPA介護福祉士候補者、技能実習生、特定技能外国人すべて「基本的な介護業務に対応する」(97.3%、95.4%、86.6%)であった。

### (2) EPA介護福祉士候補者及び技能実習生の配置基準への算入について

- ・ EPA介護福祉士候補者の配置基準への算入について尋ねたところ、「特段問題はない、妥当である(分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後からの算入を認めるべき)」が39.0%で最も高く、次いで、「要件を付すことなく、一律に算入を認めるべき」(34.2%)であった。
- ・ 要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきとして最も多かった理由としては、「EPA介護福祉士候補者には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、EPA介護福祉士候補者のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」(78.0%)であった。
- ・ 他方、「就労から6か月間は算入すべきではない」と回答した施設・事業所(5.5%)にその理由を尋ねたところ、選択する割合が最も高かったのは、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」(50.0%)、「現行の取扱いで特段問題が生じていないため」(50.0%)であった。
- ・ 技能実習生の配置基準への算入について尋ねたところ、「要件を付すことなく、一律に算入を認めるべき」が32.5%で最も高く、次いで「特段問題はない、妥当である(分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後からの算入を認めるべき)」(28.2%)、「就労直後からの算入はすべきではないが、6か月より短い期間で算入できるようにすべき」(22.3%)であった。
- ・ 要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきとして最も多かった理由としては、「技能実習生には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、技能実習生のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」(72.8%)であった。
- ・ 他方、「就労から6か月間は算入すべきではない」と回答した施設・事業所(8.1%)にその理由を尋ねたところ、選択する割合が最も高かったのは、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」(78.3%)であった。

## 3. 外国人介護職員が提供する介護サービスに関するアンケート調査(利用者向けアンケート調査)

### (1) 外国人介護職員との日本語での意思疎通の程度

- ・「問題なく伝わる」は、E P A介護福祉士候補者は42.1%、技能実習生は39.2%、特定技能は45.0%であった。

(2) 外国人介護職員から受ける介護サービスの満足度

- ・満足している(十分満足している+おおむね満足している)は、E P A介護福祉士候補者は84.2%、技能実習生は88.7%、特定技能は86.2%であった。

(3) 外国人介護職員の働きぶりへの評価

- ・「大変仕事熱心であり、高く評価できる」は、E P A介護福祉士候補者は49.2%、技能実習生は52.4%、特定技能は52.0%であった。

(4) 外国人介護職員とその職員より長い期間働いている他の外国人介護職員との「日本語能力」の比較

- ・外国人介護職員の働きぶりを「大変仕事熱心であり、高く評価できる」、「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」と回答した利用者に、外国人介護職員とその職員より長い期間働いている他の外国人介護職員との「日本語能力」を比較してもらったところ、全ての在留資格で「あまり変わらない」が最も高く、E P A介護福祉士候補者は50.0%、技能実習生は41.8%、特定技能は41.1%であった。

(5) 外国人介護職員とその職員より長い期間働いている他の外国人介護職員との「介護技術」の比較

- ・全ての在留資格で「あまり変わらない」が最も高く、E P A介護福祉士候補者は53.5%、技能実習生は44.5%、特定技能は42.8%であった。

(6) 外国人介護職員とその職員より長い期間働いている他の外国人介護職員との「働く姿勢」の比較

- ・全ての在留資格で「あまり変わらない」が最も高く、E P A介護福祉士候補者は65.1%、技能実習生は48.6%、特定技能は50.8%であった。

4. E P A介護福祉士候補者、介護職種の技能実習生及び特定技能本人へのアンケート調査(外国人介護職員向けアンケート調査)

(1) 仕事への気持ち

- ・就労期間が6か月未満の外国人介護職員に仕事への気持ちを尋ねたところ、選択する割合が最も多かったのは、「ほかの職員に、困ったときだけ助けてもらいたい」(66.5%)であった。

(2) 仕事への自信

- ・働き始めてから「6か月頃」までには仕事に自信が持てたとする割合は、E P A介護福祉士候補者は31.1%、技能実習生は55.9%、特定技能は44.4%であった。

(3) 働き始めてから6か月前後の変化

働き始めてから6か月以上の外国人介護職員に、6か月たつ前と後の変化を尋ねた。

- ・給料が増えたE P A介護福祉士候補者は42.1%、技能実習生は34.5%、特定技能は38.0%であった。
- ・仕事を教えてくれる職員との関わりが増えたE P A介護福祉士候補者は50.5%、技能実習生は58.9%、特定技能は52.3%であった。
- ・忙しさが増えたE P A介護福祉士候補者は64.5%、技能実習生は63.0%で、特定技能は52.1%であった。
- ・できるようになった仕事が増えたE P A介護福祉士候補者は77.3%、技能実習生は87.7%では、特定技能は83.8%であった。

(4) 仕事・生活・学習について

仕事・生活・学習について、どのくらいあてはまるかを尋ねた。

※ 以下、「あてはまる」または「ややあてはまる」を選んだ職員の割合を記載

○施設の職員は、丁寧に仕事を教えてくれる

E P A介護福祉士候補者は92.8%、技能実習生は96.7%、特定技能は95.2%であった

○日本語で会話するときには困ることがある

- E P A介護福祉士候補者は78.3%、技能実習生は78.4%、特定技能では73.7%であった。
- 日本の生活習慣やマナーがわからない
- E P A介護福祉士候補者は46.3%、技能実習生は49.2%、特定技能は44.7%であった。
- 利用者を介護するとき困ることがある
- E P A介護福祉士候補者は66.6%、技能実習生は62.5%、特定技能は59.4%であった
- 日本語や介護を勉強する時間がない
- E P A介護福祉士候補者は40.3%、技能実習生は39.6%、特定技能は39.8%であった。

#### (4) 介護福祉士になるための学習について

介護福祉士になるための学習について尋ねた。

※ 以下、「あてはまる」または「ややあてはまる」を選んだ職員の割合を記載

- 国家試験の問題が難しいと感じる
- E P A介護福祉士候補者は84.6%、技能実習生は67.3%、特定技能は71.2%であった。
- 日本語が難しいと感じる
- E P A介護福祉士候補者は86.5%、技能実習生は80.5%、特定技能は78.1%であった。
- 介護の言葉が難しいと感じる
- E P A介護福祉士候補者は81.7%、技能実習生は75.2%、特定技能は73.3%であった。
- 仕事が忙しく勉強する時間がない
- E P A介護福祉士候補者は55.5%、技能実習生は43.3%、特定技能は43.4%であった。
- 勉強を教えてくれる人がほしい
- E P A介護福祉士候補者は72.0%、技能実習生は74.8%、特定技能は73.3%であった。

### 5. 調査結果からの考察

令和4年8月26日に行われた第212回社会保障審議会介護給付費分科会において、外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについての議論を進めていく上で、外国人介護人材の就労状況について、就労形態、処遇、(技能実習の場合の) 監理費用等を含めて、より多角的に実態を把握する必要があることや、事業所職員だけでなく外国人本人の意見も聴取する必要があること等の指摘がなされた。

そこで、分科会での意見等を踏まえて本調査を実施した。昨年度調査は、入国制限等の影響により直近2年程度の新規受入れ数が少なかったため、回答した施設・事業所のほとんどが、直近の外国人介護職員受入れから既に2年以上が経過している施設・事業所であったが、本調査では、就労してから6か月未満から2年以上経過する者を受け入れている施設・事業所まで幅広く回答が得られた。また、昨年度は実施しなかった外国人介護職員本人への調査を行ったことで、配置基準への算入対象となること、ならないことにより、仕事の状況や待遇等に違いがあるのか、また外国人介護職員本人はどのような不安・思い等を抱いているか、就労開始後どのくらいの期間を経ることで、自分の仕事に自信を持ったか等も把握することができた。

#### (1) E P A介護福祉士候補者の配置基準への算入について

施設・事業者の3割強は、分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後から算入を認めるべきという考えであった。

他方、要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきと考える施設・事業者は26.0%であった。これは、日本人と同等の業務に携わらせている中で、E P A介護福祉士候補者のみを要件を付した上で配置基準に算入するのは、不合理であるからとの考えや、入国後の一定の研修等によりコミュニケーションを図ることができ、問題なく勤務にあたれるためとの理由である。また、就労期間6か月未満のE P A介護福祉士候補者を受け入れている施設・事業者や、特定技能外国人を受け入れていない施設・事業所の方が、要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきと考える施設・事業者の割合が高かったことが確認された。

法人については、分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後から算入を認めるべきという考えは39.0%で、要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきという考えは34.2%であった。

#### (2) 技能実習生の配置基準への算入について

施設・事業者の3割強、法人の3割弱は、分科会案のような一定の要件を付した上で、就労直後から算入を認めるべきという考えで、医療法人の方が社会福祉法人、営利法人(会社)よりもその割合が高く、技能実習指導員が10人以上の施設・事業所の方が9人以下の施設・事業所よりその割合が低いこと

が確認できた。

一方、要件を付すことなく、一律に算入を認めるべきと考える施設・事業者は22.0%であった。これは、EPA介護福祉士候補者と同様、日本人と同等の業務に携わらせている中で、技能実習生のみを要件を付した上で配置基準に算入するのは、不合理であるからとの考えや、入国後の一定の研修等によりコミュニケーションを図ることができ、問題なく勤務にあたれるためとの理由が多かった。

### (3) 外国人職員の処遇について

EPA介護福祉士候補者と日本人介護職員で給与の差がない施設・事業所は77.0%、技能実習生と日本人介護職員で給与の差がない施設・事業所は63.0%。一方、EPA介護福祉士候補者の方が日本人介護職員よりも給与が少ない施設・事業所は6.0%、技能実習生の方が日本人介護職員よりも給与が少ない施設・事業所は20.9%で、技能実習生の方が日本人介護職員よりも給与が多い施設・事業所が多いことが確認された。

他方、技能実習生と特定技能外国人とでみると、技能実習生の方が少ない施設・事業所は43.9%で、差がない施設・事業所（43.9%）とほぼ同じで、特定技能外国人よりも給与が少ない理由が、特定技能外国人は、制度趣旨に則って即戦力として受け入れており、職務の内容や責任の範囲等が技能実習生とは異なるからであると考えられる施設・事業所が多いことが確認された。

### (4) 外国人介護職員の働きぶりに対する利用者の評価について

外国人介護職員の働きぶりに対する利用者の評価については、総じて高い結果であった。外国人介護職員から受ける介護サービスの満足度は、全体では87.7%（十分満足している+おおむね満足している）と高かった。また、就労期間が6か月未満の外国人介護職員についても技能実習生は82.6%、特定技能外国人は77.7%で、自身の担当が半年未満の外国人介護職員であっても利用者のおよそ8割が満足しているという回答であった。

### (5) 外国人介護職員本人の仕事への自信や職場、生活などについて

就労期間が6か月以上の外国人介護職員が仕事への自信が持てた、もしくは持てそうになる時期は、就労開始から6か月までは約50%、6か月～1年までは約27%という結果で、外国人介護職員のおよそ8割は1年以内に自信が持てた、もしくは持てそうになるということが分かった。また、就労期間が6か月以上の外国人介護職員の約85%が、就労してから6か月たつ前と比べ、できるようになった仕事が増えたと回答している。

職場、生活などについては、外国人介護職員の90%以上は施設の職員は丁寧に仕事を教えてくれると回答し、自由回答では一部否定的な意見も見受けられたが、「職場の職員が優しく教えてくれる」「困ったり、分からない言葉があったりしたら教えてくれる」など、日本人介護職員に対しておおむね好意的に捉えていた。一方、外国人介護職員の8割は日本語での会話に困るときがあり、半数は日本の生活習慣やマナーが分からないと思っていることが分かった。また、自由回答では漢字が難しいという意見も見受けられた。

配置基準への算入対象となること、ならないことにより待遇に違いが見られるか、6か月たつ前と比べ、給与に変化があったかを尋ねたところ、外国人介護職員の約54%は同じ、約36%は増えたという回答であった。

## 事業実施機関

株式会社サーベイリサーチセンター

〒116-8581 東京都荒川区西日暮里2-40-10 TEL : 03 (6826) 5353